

土地境界 明 示 申請書
証明書交付

令和 年 月 日

北九州市長 武内和久様

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人等
連絡先

()

次のとおり申請します。

1 場 所 北九州市 区 _____

2 公有地区分 道路 河川 水路
 その他 () ※法定外公共物等はその他に記載

3 事 由 分筆登記 合筆登記 地積更正登記
 所有権移転登記(売買等)の為の確定測量
 その他 ()

4 添付図書等 (1) 明示申請のとき
・明示申請書 ・位置図 ・字図
・全部事項証明書(登記簿謄本) ・地積測量図
・現況平面図 ・横断(断面)図 ・その他

※境界協議成立後は、6か月以内に境界確定図(裏面参照)を提出すること。

(2) 証明書交付申請のとき
・証明書交付申請書 ・位置図 ・字図
・現況平面図 ・横断(断面)図
※境界確定図とともに提出する場合は申請書のみで可

受付印

立会	日 時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分
	その他関係機関			

※ 注意事項

1 記載要領

- ・ 明示申請時は「明示」を、境界協議成立後の証明書交付申請時は「証明書交付」を○で囲むこと。
- ・ 関係書類は、原則本人が署名押印(同一印)すること。申請等の行為は代理人でも可(委任状等が必要)。
- ・ 土地所有者が複数の場合は、連名申請をするか、若しくは代表所有者宛の委任状を作成すること。
- ・ 相続で未登記の場合は、相続を証する書面を添付すること。
- ・ 個人所有の土地の申請の場合は、委任状における土地所有者の住所・氏名・日付は自署すること、押印は認印で可(シャチハタは不可)。
- ・ 法人所有の土地の申請の場合は(委任状も同様)、法人実印を押印すること。

2 添付書類・図面

- ・ 位置図は縮尺1/1,000～1/1,500程度で、申請地を赤線表示すること。
- ・ 「字図」は、法務局備付の公図の写、閲覧日・閲覧者を記入押印の上、申請地を赤線で表示すること。
- ・ 「全部事項証明書」は、発行後1か月以内のものとする。「住所」が現住所と異なる場合は、「住居表示証明書」等住所沿革が分かる書類を添付すること。
- ・ 現況平面図は縮尺1/250又は1/500で、道路又は里道・水路を中心とする現況を表示する。大字名、地番(申請地、隣接地、道路敷、必要な場合は対側地まで)及び方位を記入する。
- ・ 土地の筆界に境界杭や境界標があるときは、必ず記入すること。
- ・ 横断(断面)図の縮尺は1/100以上で、構造物及び地番等を表示すること。
- ・ 法務局備え付けの測量図、申請者が所有する参考資料(写し)があれば添付すること。

3 境界確定図(境界協議成立後に2部を提出すること)

- ① 境界明示図(現況平面図に地積測量結果を表示する)
 - ・ 原則として公共座標を使用し、境界点名及び境界点の座標値を表示する。やむを得ず任意座標を使用する場合は、引照点を表示すること。
 - ・ 筆界点は赤書きで表示し、「官民境界(道路境界として立ち会った場合は「道路境界」)」の文言を赤書きすること。
- ② 横断(断面)図
 - ・ 横断図の位置は原則として起点・終点及び変化毎とするが、立会時に職員が別に指示する場合はその指示によること。
 - ・ ①及び②ともに筆界点は赤書きで表示し、「官民境界(道路境界として立ち会った場合は「道路境界」)」の文言を赤書きすること。
 - ・ 図面の作成日付及び図面作成者の住所、氏名を記載し押印すること。
 - ・ 図面が複数にわたる場合は、それぞれに作成印を押印するとともに、各図面に立会者全員の割印(市は除く)を押印する(袋綴じは不可)。
- ③ 同意欄
 - ・ 同意欄の記載については、「立会の日付」「協議成立の日付」「土地境界確認協議の成立の確認」の旨の文言を明記するとともに、申請人及び立会者全員が、住所、氏名を自署し、押印すること(市は除く)。なお、同意欄は別添にして提出することができる(図面作成者及び立会者全員(市は除く)の割印を押印すること(袋綴じは不可))。

メモ
